

※本号に掲載しているイベントなどは、新型コロナウイルス感染症の影響により、延期や中止になる可能性があります。

お知らせ

総合運動場陸上競技場の
改修工事が完了!

市民スポーツ課・☎22232
独立行政法人日本スポーツ振興センターによるスポーツ振興くじ(toto)助成金1億円を活用して実施しました。

改修工事の内容

▼トラックのウレタン舗装の全面改修

▼砲丸投げサークルの新設など

幼児2人同乗用自転車の
購入費の一部補助

環境政策課・☎22151

補助要件 ①未就学児をもつ保護者が②今年度中に③市内の販売店から購入した④幼児2人同乗用基準適合車

補助金額 購入価格の5分の1

※上限2万円。同時購入のヘルメットも補助。

補助台数 先着5台程度

申込時期 自転車購入後

※詳しくは同課へお問い合わせください。

取引先企業を表彰します

産業振興貢献企業表彰

工業振興課・☎22110

市内で製造業を営む企業との取引を通じて、本市の産業振興に貢献したと認められる市外企業(取引先企業)を表彰します。
条件 直近3事業年度の年度あたり取引額の平均が次の金額以上であること

▽軽工業Ⅱ5千万円(7千5百万円)以上

▽重工業Ⅱ2億円(3億円)以上
※()内は市内企業2社以上が共同で申告した場合の金額です。
※加工賃取引の場合は、その額を3倍した額とします。

申込 6月19日(金)までに申告書を同課(本庁舎別館3階)

葉鹿町市有地の土地の売却

市街地整備課・☎22173

売却地 葉鹿町1299番1、9を一括売却

地積 合計346.74㎡

売却方法 一般競争入札

予定価格 655万円

※最低売却価格。

人権の相談は人権擁護委員へ

～6月1日は『人権擁護委員の日』～

人権・男女共同参画課・☎708600

人権擁護委員は法務大臣から委嘱された民間の方たちで、人権相談や人権侵害被害者救済の支援、各種啓発活動などを行っています。

あ 阿 わか 若 おお 大 いい 飯 うす 薄 たか 高 あら 新	べ 部 い 井 かわ 川 つか 塚 ば 葉 せ 瀬 い 井	み 美 こ こ ず え こ 子 とも 友 たく 拓 み 美 まさ 雅 ひろ 啓	こ こ え こ 子 お お 夫 こ 子 ひ せ 永	か 加 との 殿 いい 飯 ふる 古 や 山 と み 富	もち 持 おか 岡 づか 塚 かわ 川 ぐち 口 なが 永	さ 小 けん 健 み みや か 美 かつ 克 お お さ む 理 み ち お 知 男	こ 夜 じ 治 こ 子 み 美 お お さ む 理 み ち お 知 男
--	--	--	---	--	--	---	--

(6月1日現在)

※毎週火・水・木曜日(祝日を除く)は法務局足利支局内(☎428101・自動音声案内後3番)で人権擁護委員による人権相談を実施しています。

申込 6月9日(火)から16日(火)
(必着)までの平日午前8時30分
から午後4時までに申込書と同
課に持参(本庁舎5階)または郵
送(〒326-8601足利市
役所市街地整備課あて)

縦覧期間 6月8日(月)～22日(月)
/平日の午前8時30分～午後5
時15分
場所 同課(本庁舎5階)
意見書の提出 縦覧した案に意
見のある方は、縦覧期間中に住
所、氏名、生年月日、職業、意
見の趣旨とその理由を書いた意
見書を同課へ持参または郵送
(〒326-8601足利市役
所都市計画課あて)

都市計画の案の縦覧

都市計画課・☎22167

縦覧する都市計画の案

足利佐野都市計画ごみ処理場足
利市小俣処分場の決定(市決定)

都市計画の構想の
縦覧と公聴会

縦覧する都市計画の構想

縦覧する都市計画の構想

①足利佐野都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針(足利佐野都市計画区域マスタープラン)の変更【県決定】

② 区域区分の変更【県決定】

③ 用途地域の変更【市決定】

④ 地区計画の決定【市決定】

構想の対象区域

▽① 市全域▽②③④ 県町、下渋垂町、百頭町、羽刈町、小曾根町および大前町の各一部

縦覧期間 6月12日(金)～26日(金)

／平日の午前8時30分～午後5時15分

縦覧場所 栃木県都市計画課(県庁13階)、安足土木事務所企画調査課(伊勢町四丁目)、都市計画課(市役所本庁舎5階)

意見書の提出 縦覧した構想に意見のある方は、意見申出書に

意見の要旨と公聴会で公述人となる意思の有無を書いて、次のいずれかに持参または郵送

▽栃木県都市計画課 〆028・6233・2465

〒320-8501

宇都宮市塙田一丁目1-20

▽安足土木事務所 〆4119

〒326-8555

市内伊勢町四丁目19

▽都市計画課 〆2167

〒326-8601

足利市役所都市計画課

意見書の提出期間

▽①②③ 6月12日(金)～26日(金)

／平日午前8時30分～午後5時15分

▽④ 6月12日(金)～7月3日(金)

／平日午前8時30分～午後5時15分

▼公聴会

日時 7月10日(金)／午後6時30分

場所 市民プラザ401会議室

※公述希望者がいない場合は開催しません。

傍聴を希望する方は開催の有無を同課にお問い合わせください。

6月の市税納期

収税課・〆202124

▶市・県民税(1期)

納期限 6月30日(火)

口座振替キャンペーン実施中

9月30日(水)までに新規に口座振替を申し込んだ方に、足利学校、栗田美術館、あしかがフラワーパークいずれかのペア入場券を差し上げます。



ふたつの正しさの狭間で

新型コロナウイルスの緊急事態宣言が続く中、終末期医療に携わる社会福祉士の女性から、こんな話を聞きました。在宅で末期がんを療養する38歳の男性患者さんは、余命数カ月と宣告されている。その患者さんは、以前、家族で訪ねた観光地に、人生の最後の思い出として、もう一度行きたいと言っている。しかし全国で外出自粛が続く中、家族は大変悩んでいる、というものでした。

私はこの話を聞き、改めて、緊急事態宣言下で暮らす1億2千万の国民は、みな同じではなく、1億2千万通りの人生と残された時間と、時の流れ方があるのだという、当たり前ですが忘れがちなことを思い起こさせてくれたのでした。

コロナ禍を経験してみても、ふたつの正しさがいつもぶつかり合うことです。残り時間がない男性の希望を叶えてあげたいという家族の切実な思いは正しいし、感染拡大阻止のため移動を控えるという考え方も正しい。

陽性反応が出た場合、感染拡大阻止のために、行動歴などができるだけ情報公開すべきだというのは正しいし、一方で風評被害や心ない攻撃から陽性患者や施設を守らなければならぬ、というのも正しい。

感染拡大を抑え込むために人の動きを止めるのは正しいし、人の動きが止まったままでは、社会経済が取り返しのつかないダメージを受ける、なんとかならないのか、というのも正しい。子どもを感染から守らなければいけないというのは正しいし、学校休業によって子どもの学びが大きく後退するのを防ぎたい、というのも正しい。

ふたつの正しさがぶつかり合うとき、大切なのは、そのふたつの狭間で悩み、知恵を出し合う、そういう優しさや寛容に満ちた姿勢なのではないか。私はいつもそう思っています。